

ハコフグの肝臓の販売について

平成22年11月12日(金)

1 事案の探知

平成22年11月11日午後12:35分ごろ北部保健所に中津市内のスーパー細川万田店でハコフグの肝を販売していると通報があったので、直ちに北部保健所が調査を行った。

2 調査結果

(1) 当該施設

屋号：株式会社スーパー細川

営業所所在地：中津市万田391番地の1

営業者：株式会社スーパー細川 代表取締役：細川 唯(ホカリ タツ)

営業の種類：魚介類販売業

ふぐ処理施設の届出：平成21年2月12日

(2) ふぐ処理登録者

山本 慎二(ヤマモト シンジ)：平成21年3月25日登録)

(3) ふぐ肝臓の販売状況

①ハコフグの腹をくり抜いて中に身と肝を和えたものを詰めて販売していた。

②ハコフグは、11月4日水産卸から15匹を購入し、冷凍庫に保管後11月11日に15匹加工、10匹を店頭で陳列・販売用に供し、残り5匹を冷蔵庫に保管していた。

③肝臓を詰め陳列・販売に供したハコフグ10匹は、いずれも消費者に販売されていないことも判明した。

(4) 健康被害の有無

なし

3 措置

(1) 北部保健所の行政処分

平成22年11月12日(金)、営業者に対し食品衛生法第6条第2号違反により当該施設の営業停止及び当該品の廃棄を命令した。

- ・営業停止：11月12日の1日間(11月11日16:50より自主休業)
- ・廃棄命令：ハコフグの有毒部位(肝臓、皮)

(2) 食品安全・衛生課の行政処分

平成22年11月12日(金)、ふぐ処理登録者に対し大分県食の安全・安心推進条例第19条第1号違反により、ふぐ処理者の登録抹消を通知した。

問い合わせ先

食品安全・衛生課食の安全・安心推進班

井上、森下

電話 097-506-3050

097-506-3056